

第2回 苫小牧市中小企業振興審議会要旨

1 日 時 平成29年8月23日(水) 13:30~14:30

2 場 所 北庁舎2階 22会議室

3 出 席

(1) 苫小牧市中小企業振興審議会委員

秋山委員、岩佐委員、鏡委員、川島委員、小玉委員、小山委員
坂本委員、多田委員、西川委員、保田委員、柳委員、渡辺委員

(2) 事務局(市)

木村産業経済部長

商業振興課：河本課長、由利主査、新田主査、五十嵐主事

工業労政課：加賀谷課長、能代主査、廣川主事、佐藤主事

4 概 要

〈河本商業振興課長による進行〉

(1) 開会

苫小牧市中小企業振興審議会開会(委員15名中12名出席、苫小牧市中小企業審議会規則第4条第2項の規程による審議会開催の定足数を満たしている)

(2) 木村産業経済部長挨拶

本市企業の多くは中小企業であり、経済の活性化には中小企業振興が最重要事項。条例に実効性を持たせる計画の策定は喫緊の課題であり、委員の皆さんの意見を受け止め実効性のある計画づくりを進めたい。よろしく申し上げます。

〈木村産業経済部長は他の公務があるため退席。川島会長に進行を交代〉

(3) 議事

①部会及び勉強会の報告について

渡辺部会長より第1回創業促進部会の内容について次のとおり報告があった。6月29日審議会後に創業促進部会を開催。部会長及び補佐の選出を行い、部会長は渡辺委員、補佐は中條委員に決定。事務局より部会活動について説明があった。第2期審議会における創業促進部会の活動内容について説明した。事務局より小規模企業者をどのように振興計画に入れ込むかについての問題提起があった。これらの議題について意見交換を行った。

鏡部会長より第1回人材育成・事業承継部会の内容について次のとおり報告があった。第1回目の部会を行った。振興計画掲載対象となる事業の内容やターゲットについて議論した。11月までに対象となる事業の結論を出す。新規事業についても事業の内容やターゲットについて議論した。第2期審議会における人材育成・事業承継部会であがった事業の内容を各委員が分からなければ結論を出すことが難しいとの理由から、7月19日に勉強会を開催し各事業を確認した。今後具体的に事業内容を確認し検証して行く。(部会では部会長と補佐の選出を行った。部会長は鏡委員、補佐は川島委員に決定)

岩佐部会長より第1回販路拡大・需要開拓部会の内容について次のとおり報告があった。6月29日審議会後に販路拡大・需要開拓部会を開催。部会長及び補佐の選出を行い、部会長は岩佐委員、補佐は坂本委員に決定。各委員自己紹介を行った後、事務局より部会活動について説明があった。第2期審議会における販路拡大・需要開拓部会の活動内容について説明した。事務局より、答申までのスケジュールと、第2期審議会における販路拡大・需要開拓部会での議論内容が振興計画3章、4章にどのように承継されているかについて説明があった。事務局より北海道小規模企業振興条例の詳細について説明があった。

②計画に係る各委員からの意見・質問について

事務局より、各委員から上がった（仮称）苫小牧市中小企業振興計画についての質問、意見及びそれらに対する回答、事務局の考え等について、資料1を読み上げる形で説明。質疑の後、資料1の「審議会にて審議」の項目については各委員及び事務局案の通りとして一括承認された。（一括承認された項目と内容については別紙のとおり）

▽会長

項目9の事業所数の推移について、業種や従業員数別の事業所数、小売店の数等に区分けしたほうが良いと考える。もう一度確認してほしい

▽部会長

項目12の計画の位置づけについて、第6次総合計画は策定中とのことだが、策定中の振興計画とどのように整合性を図るのか

▼事務局

第6次総合計画の内容と矛盾しないよう方向性を揃えることにより整合性を図る

▽委員

総合計画のタイムスケジュールを教えてください

▼政策推進課

第6次総合計画は8月24日に第1回総合計画基本構想審議会が開かれる。そこで事務局案を示が示される。その後パブコメ、住民説明会を経て今年度中に完成予定

▽委員

項目19の別冊は一覧表形式の実際の事業内容をまとめたものと、施策が一覧できるようまとめたものは掲載されるか

▼事務局

事業の一覧と具体的な施策内容等、市の事業について詳しく掲載する。

③（仮称）苫小牧市中小企業振興計画の正式名称について

事務局より、振興計画の正式名称を審議会で審議することについて資料2を用いて説明。質疑の後、川島会長より継続審議とすることが宣言された。

▽委員

資料2について、岩手県一関市は農業が主体だと思うがあえて工業振興計画にしたのはなぜか

▼事務局

計画名の由来までは調べていない。

④計画における中小企業の範囲について

事務局より、振興計画における小規模企業者の取扱にかかると事務局案について資料3を用いて次のとおり説明。

近年、小規模企業者を取り巻く環境は厳しさを増しており、北海道では平成28年に北海道小規模企業振興条例を制定した。この条例は小規模企業者に特化したものである。振興計画はその対象を中小企業者としており小規模企業者に特化したものではない。しかし、この条例の視点と振興計画の視点は重複する部分が多い。振興計画は小規模企業者に特化したものではないが、小規模企業者にも配慮した計画としたい。

他都市でも小規模企業者に限定したものは見当たらず、中小企業者と小規模企業者の両方を対象としたものがほとんどである。当市振興計画においても、「中小・小規模企業」や「小規模企業を含む」といった表記で小規模企業者に触れたい。

質疑の後、小規模企業者の取り扱いについて、中小企業者には小規模企業者が含まれているとして取り扱う中で、配慮をしていくという形で進めていくことが承認された。

▽委員

元々中小企業者に小規模企業者は含まれているが、なぜこのような表記が必要なのか。

▼会長

中小企業者の中に小規模企業者も含まれているが、政府の政策が、平成26年から小規模企業を重点的に支援しようという形に変化したため。

▼委員

その流れであればわかるが、中小企業者に小規模企業者は含まれないという誤認が発生するようでは問題。一瞬別物のように感じた。

▼事務局

我々も中小企業者の中に小規模企業者は含まれていると考えている。それを踏まえたくて小規模企業者に対する姿勢をはっきりさせて行きたい。

(4) その他（次回審議会日確認、政策推進課によるイノベーションマッチング2017の概要説明）

事務局より次回審議会の日程について報告。次回審議会は、10月18日（水）13時30分から。政策推進課によるイノベーションマッチング2017についての説明。

(5) 閉会